平成２２年（フ）第８号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目99番地、前住所兵庫県尼崎市南清水29番28号　ネオベール97103号
債務者　米田　　修
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県尼崎市南清水36番１―703号、前住所兵庫県尼崎市七松町１丁目３番２―2703号
債務者　岸　　義雄
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２号
兵庫県西宮市森下町５番26―304号
債務者　西岡　利惠
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８号
鳥取県鳥取市丸山町279番地の３
債務者　吉田　文彦
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
鳥取県日野郡日野町下榎972番地10
債務者　西村　好治
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第６号
鳥取県西伯郡大山町小竹709番地
債務者　二宮　一将
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１１０号
愛媛県今治市高橋甲609番地２　クィーンハイツ31号
債務者　丹波　修三
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１１１号
愛媛県今治市高橋甲609番地２　クィーンハイツ31号、旧住所愛媛県今治市中日吉町２丁目４番31号
債務者　丹波　　都（旧姓高井）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１１２号
愛媛県今治市高部甲451番地３、旧住所愛媛県今治市南鳥生町４丁目３番２号
債務者　越智　静香（旧姓國本）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１１６号
愛媛県今治市高橋甲171番地３、旧住所高知県香南市野市町西野2610―２　小原コーポ１階東棟
債務者　西高　圭佑
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第１８７号
福岡県嘉麻市上山田1613番地12、前住所福岡県筑紫野市大字古賀403番地６
債務者　山本　　靖
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１８８号
福岡県嘉麻市上山田1613番地12、前住所福岡県筑紫野市大字古賀403番地６
債務者　山本美知子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１３６号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目１―１アベニュー守恒401号室
債務者　岩下　　妙
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９４号
北九州市八幡西区友田１丁目８番19号
債務者　中間　博之
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３号
北九州市戸畑区千防３丁目５番21号
債務者　青木　康雄
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７号
北九州市戸畑区東大谷１丁目13番５号
債務者　川上　　繁
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４９号
福岡県田川郡川崎町大字田原1429番地
債務者　小田　義久
1　決定年月日時　平成22年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
福岡地方裁判所田川支部